

負担金及び補助金の取扱いについて

合併協定項目 C - 11・12 負担金及び補助金の取扱いについて次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会長 島 多 慶 志

その他必要な協議項目	C - 11・12	負担金及び補助金の取扱いについて
<p>事業の目的、効果を総合的に判断し従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について検討を行う。</p> <p>・団体に係るもの</p> <ol style="list-style-type: none">2 市町における同一あるいは同種の負担金・補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。2 市町における独自の負担金・補助金等については、制度の経緯と従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。 <p>・事業に係るもの</p> <ol style="list-style-type: none">2 市町で同一あるいは同種の負担金・補助金等については、制度の統一化に向け調整する。2 市町において独自に実施している負担金・補助金等については、事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つよう調整する。		

平成 16 年 11 月 9 日 確認

風連町・名寄市合併協議会